

## **\* あなたも狙われている！催眠商法が多発**

催眠商法は、地域の各家庭を訪問し整理券を配布したり、街頭で声をかけたりすることで客を集めます。会館や空き店舗を利用して一時的に店を構えることもあります。

会場では、日用品を無料で配布し得した気分させ、高額な商品を買う契約をさせます。後になって高額な金額に気づきます。

### **◎契約してしまったら**

催眠商法は、特定商取引法による規制を受けるので、契約後8日以内であればクーリング・オフにより、契約を解除することができます。消費生活センターへご相談ください。

トラブルに巻き込まれないためには、**安易に会場に行かないことです。**

## **\* こんなトラブルにご用心！**

### **LPガス（液化石油ガス）供給契約は慎重に**

「訪問してきた業者に、今の契約より価格が安いLPガスを勧められた。」  
「LPガスの解約を業者に申し出たら、屋内配管料を請求された。」などのトラブルがあります。

### **◎トラブルに会わないために**

**LPガス料金は自由料金なので、販売店や地域によって異なります。**

また、LPガスの供給契約は内容が複雑なため、慎重に検討し、解約は契約者本人が行うことが大切です。

困ったことがあれば、消費生活センターまたは、神奈川県LPガスお客様相談所（電話 0120-244-566）にご相談ください。

## **問い合わせ 秦野市消費生活センター**

**相談日** 月～金曜日 午前9時～12時 午後1時～4時 **TEL**(82)5181